

パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和 7 年(2025 年)6 月 2 日

案件の名称	路上喫煙禁止条例の一部改正に関するパブリックコメント
パブリックコメント手続 実施の目的	現在、市では各駅周辺区域を路上喫煙禁止地区に指定することを検討しています。その素案を公表し、市民に広く意見を募集します。
実施部局名	みどりまちづくり部 環境動物室
(問い合わせ先)	環境動物室 環境政策グループ (電話：072-724-6189)
パブリックコメントの 対象となる資料	箕面市路上喫煙禁止条例の一部改正（素案）について
参考資料	(現行)箕面市路上喫煙禁止条例
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス： https://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/rojoukituenkinsijourei/rojoukituenpabukome.html) (2) みどりまちづくり部 環境動物室 (箕面市役所 別館 5 階 54 番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館 1 階 12 番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央図書館、東図書館、船場図書館 (8) みのお市民活動センター ※ (2) ～ (4) は、市役所開庁日の 8 時 45 分から 17 時 15 分まで、(5) ～ (8) は、各施設の開館日、開館時間
意見等の提出期間	令和 7 年(2025 年)6 月 2 日から 6 月 30 日まで (郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 LoGo フォーム Q R コード  (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付 ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)

	意見等を提出できるかた	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
	意見等を提出する際の必要記載事項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
	提出された意見等及び市の考え方の公表方法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表時期：令和7年(2025年)7月頃 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
	備考	